社会福祉法人　広島厚生会　行動計画

１．計画期間　令和３年４月１日　～　令和６年３月3１日　までの　３年間

２．次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法（共通）

職員がその能力を発揮できる雇用環境の整備を行う。

目標１：年次有給休暇の取得率を５５％以上とする。

＜対策＞

　●令和３年度～　管理職に対する啓発、職員への周知

　●令和４年度～　職員ごとの管理・指導の徹底

　●令和５年度～　有給取得率５５％以上の目標を達成

３．次世代育成支援対策推進法

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う。

目標２：事業所内保育園（広島八景園保育園）の利用促進と保育内容を向上する。

＜対策＞

　●令和３年度～　職員への周知・働きかけにより定員充足率を向上

　●令和４年度～　利用者・家族に対する満足度調査の実施

　●令和５年度～　利用率100％、満足度90％以上の目標を達成

４．女性活躍推進法

女性職員がその能力を発揮し、女性が活躍できる雇用環境の整備を行う。

目標3：管理職に占める女性職員の割合を50％以上とする。

＜対策＞

　●令和３年度～　女性管理職候補の教育・育成

　●令和４年度～　女性管理職の登用を促進

　●令和５年度～　女性管理職割合５0％以上の目標を達成